

広島県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和六年四月一日までの間、縦覧に供する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次大和線	三次市上田町一五八八番一地从から 三次市上田町一六一七番一地从先まで	令和六年三月一八日